

## 小山田ケアハウス 重要事項説明書

### 1. 事業主体の概要

設置主体名	社会福祉法人青山里会
経営主体名	社会福祉法人青山里会
法人所在地	三重県四日市市山田町5500-1
代表者氏名	近藤 辰比古
電話番号	059-328-2177

### 2. 利用施設の概要

施設の名称	小山田ケアハウス
施設長名	岡田 良子
開設年月日	平成2年9月1日
施設の所在地	三重県四日市市山田町5538-3
電話番号	059-328-2448
FAX番号	059-328-2521
	床面積 2,086,78㎡ 構造 鉄筋コンクリート5階建(耐火構造) 居室(個室 40室 19.26㎡)、(二人室 5室 30.58㎡) (各室ともトイレ、洗面台、クローゼット、冷暖房設備、ナースコール) 定員 50名 主な共用施設・設備…談話室、食堂、浴室(男・女各1)、洗濯室 調理室、障害者専用浴室、等
損害賠償責任保険加入先	社会福祉施設総合損害補償団体契約

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	小山田ケアハウスは、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる高齢者の方に入居していただき、日常生活上必要な支援を行うことによって、安心して生活を送ることを目指すことを目的とします。
施設運営の方針	サービスの提供にあたっては、利用者の方の意思や人格を尊重し、常にその方の立場に立って支援してまいります。 また、地域や家庭との結びつきを大切にし、市町村や居宅サービス等その他の保健医療福祉サービスの提供者とも連携して適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事時間は以下の通りになります。{2班に分かれて頂きます。}</li> <li>朝食 7時30分～8時30分</li> <li>昼食 11時30分～12時30分</li> <li>夕食 17時00分～18時00分</li> <li>{季節に応じて時間を変更する場合があります。}</li> <li>・ 食事は、粥食、刻み食、ミキサー食までなら提供させていただきます。</li> <li>・ 年に2度程、嗜好調査を行いますのでご協力下さい。</li> <li>・ 欠食をする場合は、入院及び介護保険施設に入所される事になった場合のみ、その入院や入所された日を1日目とし、8日目から食費相当分を返金致します。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入浴は週3回以上利用者が入浴できるよう準備致します。</li> <li>・ 入浴時間 男性 12:00～16:00</li> <li>女性 9:00～16:00</li> <li>{都合により時間を変更することがあります}</li> <li>・ 一人で入浴することが困難な場合は、ヘルパーの援助を受けながら利用することができます。但し、ヘルパーの援助は外部からの介護保険の適用が必要になります。</li> </ul>
健 康 管 理	<p>健康の保持のため、健康診断の機会を提供致します。</p> <p>協力医療機関 小山田記念温泉病院</p> <p>夜間協力医療機関 小山田記念温泉病院</p>
相 談 及 び 援 助	<p>当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</p>
社会生活上の便宜	<p>当施設では、利用者からの要望等を考慮し、教養娯楽、外出支援、日常生活支援、サークル活動支援等の事業を行います。</p>

#### 5. 利用料

<p>月額利用料金</p> <p>①サービス提供に要する費用…(以下、サービス提供費とする)利用者が負担すべき額として、県が定める額を上限とし、設定されます。</p> <p>②生活費…食費や共同部分に係る維持管理に要する費用です。</p> <p>③居住に要する費用…(以下、居住費とする)原則として分割支払い方式と致します。居住費は、居住費基礎額に一定の期間の月数の利息を加えた額を、入居期間中毎月納入して頂きます。</p> <p>④光熱水費…居室内で使用される電気・水道料金です。</p> <p>⑤その他の費用 冬季加算…11月～3月のみ</p>
--

#### 請求・支払い

- ・ 「当月の利用料」及び「前月の光熱水費」を、当月分として請求いたしますので、27日迄にお支払いください。
- ・ お支払い方法は、法人が指定する金融機関から口座自動引き落としをさせていただきます。
- ・ 入居時、保証金として個室の場合30万円、二人部屋の場合50万円徴収させていただきます。退居時に居室の原状回復に伴う費用の納入を確認後、利用料の滞納分を差し引いて返還致します

#### 6. 職員体制

職 種	人 数	備 考 (資格等)
施 設 長	1	
生活相談員	常勤1人以上	社会福祉士
介 護 職 員	常勤換算2人以上	介護福祉士等
栄 養 士	常勤1人以上	
事 務 員	常勤1人以上	
調 理 員	実情に応じた適当数	調理師等

- ・ 夜間体制…宿直者1名（ナースコール対応、小山田施設群緊急搬送対応）
- ・ 休日体制…日勤者1名

#### 7. 個人情報の取り扱いについて

当施設は、「個人情報保護の目的」に定めた範囲においてのみ、個人情報を利用いたします。特にプライバシー情報に関しましては、職員の研修に努め漏洩に注意を払います。

また、情報を第三者に提供する場合には、事前に利用者の承認をいただきます。あらかじめ示した用途以外には決して使用しません。ただし、法令に基づく場合や人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合等であって利用者の同意を得ることが困難であるときは、利用者の了解を得ることなく、必要かつ合理的な範囲において個人情報を取り扱わせていただきます。

#### 8. 情報開示について

当施設は、利用者または連帯保証人からの書面請求に従って、利用者ご自身に関する情報を開示しております。ただし、本人あるいは連帯保証人でない方（他の家族等）からの請求につきましては、書面にてご本人の了解を得てからとなります。

#### 9. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者： 森崎 清香（社会福祉士）

ご利用時間：月～金曜日 9時00分～17時00分

お問い合わせ先 電話 059-328-2448（※お越しいただく前にご一報下さい。）

◎青山里会第三者委員（福祉サービスに関する「苦情解決事業」）

①藤井 由紀子 評議員 連絡先：059-331-7089

②田中 絃美 評議員 連絡先：090-7034-6372

◎行政機関等への苦情申立先

- ・三重県医療保健部長寿介護課 施設サービス班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話番号：059-224-2235

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

- ・三重県福祉サービス運営適正化委員会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

電話番号：059-224-8111

### 10. 事故発生時及び緊急時等の対応

利用者に事故が発生した場合は、状況に応じ協力医療機関において速やかに救急治療あるいは救急入院が受けられるよう努めます。

利用者に症状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、利用者の主治医又は協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるように努めます。

### 11. 非常災害時対策

非常時の対応	「社会福祉法人青山里会消防計画」に基づき対処いたします。			
平常時の訓練等	「ケアハウス消防計画」に基づき年2回			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
防災設備	スプリンクラー	有	防火扉	5ヶ所
	避難階段	2ヶ所	屋内消火栓	有
	自動火災報知器	8ヶ所	非常通報装置	有
	誘導灯	8ヶ所	漏電火災報知器	有
	消火器	13ヶ所	自家発電設備(SP給水)	有

## 1 2. 当施設のご利用に際し留意していただく事項

入居について	<p>① ご入居頂く場合に、防災カーテンを購入して頂くこととなります。</p> <p>② 布団一式、冷蔵庫、照明器具は利用者個人に持ち込んで頂くこととなります。</p> <p>③ 今後の介護保険の利用に際して、当施設に住所を移して頂くこともできます</p> <p>④ 居室に電話を取り付けて頂くか、携帯電話を持っていただきます。</p> <p>⑤ 施設内または居室内での火気の使用は禁止しております。</p>
退居について	<p>① 都合により退居される場合には、1ヶ月前に申し出て頂きます</p> <p>② 退居時における利用料金について「サービス提供費に要する費用」「冬期加算」は、退居日が属する月の1ヵ月分を頂きます。また「生活費」「居住費」については、退居日が属する月の日数で除して、同月の入居日数を乗じた額で、お支払い頂きます。(但し居室内の荷物等は退居申出日から2週間以内に搬出をした状態で居室を明け渡しもらうこととなります)</p> <p>③ 器物等の破損についての修理、取替えにかかる費用は利用者のご負担とさせていただきます。</p> <p>④ 荷物は、原則退居日には荷物を全て運び出した状態で明け渡し頂きます。</p> <p>⑤ なお電気代・水道代は除き、円未満の端数は四捨五入します。</p>
外出・外泊	<p>外出・外泊は自由ですが、必ず行き先と帰宅日時を職員に届け出て下さい。</p> <p>玄関の施錠は午後8時00分です。</p>
来訪・宿泊	<p>利用者の来訪者は、来訪した際、来訪者用紙に氏名等をご記入いただきます。</p> <p>来訪者が宿泊される場合には、施設長に承認を得て下さい。</p>
設備・器具の利用	<p>施設内の居室や設備・器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。</p>
迷惑行為等	<p>騒音等他のご契約者の迷惑になる行為、施設の秩序等を乱すような行為、居室外に下着・寝巻き等で出歩く行為はご遠慮願います。</p> <p>改善されない場合には、退居勧告の対象となります。</p>
所持品の管理	<p>ご自身、保証人又は公的利用等での管理をお願い致します。</p>
喫煙について	<p>館内及び敷地内での喫煙は禁止しております</p>
動物の飼育	<p>施設の承認を受けたうえで、専用居室において、魚類等の飼育をすることができます。</p> <p>ただし、承認を受けた場合であっても、他の利用者に迷惑が及ぶときは、これを禁止させていただきます。</p>

## 1 3. 連帯保証人について

連帯保証人は以下のことについて対応するものとさせていただきます。

- ・連帯保証人としての債務・・・利用料金・損害賠償その他入居者の債務(極度額1,000,000円)
- ・身元引受人としての債務・・・入院・退居・死亡時等の諸手続きや入居者の身元引き取り。
- ・入居者の体調不良時や緊急時の受診 駆け付け対応。
- ・その屋入居者の生活に必要な事項で対応が必要なこと。

#### 1 4. 身体的拘束の禁止について

当施設では、入居者等の身体又は生命を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者の身体的拘束その他の行動を制限する行為を行わないことを約束します。但し、緊急やむを得ない場合においては、事前にご家族等に連絡及び説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、入居者の心身の状態、緊急やむを得ない理由を記録します。

身体的拘束等の適正化を図るため下記に掲げる措置を講じます。

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、三月に一回以上開催。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備。
- ・介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上開催。

#### 1 5. 虐待発生の防止への取り組みについて

当施設では、入居者に対する虐待の発生防止に取り組み、又は虐待の行為が発生した場合には、その原因や経緯等について明らかにし、虐待の発生又は再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、三月に一回以上開催。
- ・虐待の防止のための指針を整備。
- ・虐待の防止のための職員に対し研修を年2回以上開催。

#### 1 6. カスタマーハラスメント対策について

当施設では、カスタマーハラスメント対策にも取り組み、入居者並びに連帯保証人等、そのご関係者により、職員に対してカスタマーハラスメント行為（職員に対する身体的な力を使って危害を及ぼす行為・職員に対する人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為・意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等性的嫌がらせ行為など）が発生した場合は、その原因や経緯を明らかにした上で、信頼関係の構築が困難と施設長が判断した場合には、催告の上、契約を解除する場合があります。

#### 1 7. 自立生活に必要なとする特別なサービス

当施設では、利用契約書 第3条(6) (特別なサービス)の利用に当たっては、別途入居者等が利用に応じて負担するものとさせていただきます。但し本件サービスは他のサービス等で解決することが見込めない場合に限り使用できる補充的なサービスを原則とするものとします。

#### 1 8. 居室等の原状回復義務における特約事項について

甲と乙の契約期間の終了又は解除がなされた場合には、乙及び連帯保証人は〔別表1〕に示す特約事項に準じ、居室を原状に復して明け渡すものとします。

〔特約の理由〕

本施設は、通常の賃貸物件と異なり、利用料に居室修繕費を含んでいないことから、通常損耗を含む原状回復費用負担を別途請求する必要があるため。

附 則

令和4年4月1日	施行
令和5年4月1日	施行
令和5年7月1日	施行
令和6年4月1日	施行
令和7年1月1日	施行